

所得税と住民税？収入と扶養の関係って？

「申告」の気になるギモンを解決！

A 所得税の申告が「確定申告」、個人住民税の申告が「市・県民税申告」です。所得税は、会社などで行う年末調整の他に、所得税の納付や還付

Q 「確定申告」と「市・県民税申告」は何が違うの？

A 「所得税」は国に納める税金で、その年の所得に対して課税される現年所得課税です。一方、「個人住民税」は市区町村に納める税金で、前年の所得に対してその翌年に課税される前年所得課税です。

A 「所得税」は国に、「個人住民税」は市区町村に納めます。

Q 「所得税」と「個人住民税」の違いって？

がある場合に、「確定申告書」を提出し、申告を行います。

暮らしを支える 税の疑問に お答えします



A 必要な場合があります。前年に収入がなかった人でも税金上における扶養になつていな

Q 前年に収入がなかった時も申告は必要？

※「確定申告書」を提出した場合は、市役所へ「市・県民税申告書」の提出は不要です。

一方、個人住民税は、平成31年2月上旬に「市・県民税申告書」をお送りしますので、申告書が届いた人は申告期間（平成31年2月12日(火)～3月15日(金)）に申告会場で申告してください。なお、会場での申告のほか郵送などでの提出も可能です。

給与収入がいくらまでなら扶養に入れるの？

A 税の扶養に入れるのは103万円まで

Q 給与収入がいくらまでなら扶養に入れるの？

1月1日から12月31日までのパートやアルバイトの給与収入が103万円以内であれば、税金上の扶養に入れることができます。ただし、扶養に入れても給与収入が93万円以上ある人は、均等割が課税されることがあります。なお、平成29年度税制改正により平成30年分から妻の給与収入が103万円を超えた場合でも150万円までは38万円の配偶者特別控除を受けることができます。ただし、夫の所得により、控除の適用や控除金額が変わりますので、詳しくは12月1日号の広報をご覧ください。

青色申告決算説明会

- 日時／12月6日(木) ①営業・不動産関係：10時～12時 ②農業関係：14時～16時
- 会場／伝国の杜 置賜文化ホール
- 内容／青色申告の決算の仕方、消費税の計算の仕方、e-Tax及び消費税の軽減税率制度など
- 持ち物／筆記用具※資料は当日会場で配布
- 問合せ／米沢税務署 ☎ 22-6320

ご不明な点はお問い合わせください！

所得税 ⇒ 米沢税務署 ☎ 22-6320

※自動音声でご案内します。一般的なご相談は「電話相談センター」につながりますので1番を押してください。

市税 ⇒ 市税務課 ☎ 22-5111 (市民税係・土地係・家屋係)

市税の徴収・口座振替 ⇒ 市納税課 ☎ 22-5111 (納税係・整理係・管理係)

市税・国民健康保険税・介護保険料の第6期分及び後期高齢者医療保険料の第5期分(普通徴収の人)の納期限は11月30日(金)です。

★ どうして給与から市税が天引きされてるの？ ＼ 「特別徴収」って何だろう？

Q 会社に勤めています。昨年度までは納付書や口座振替で納付していましたが、今年度から給与から天引きされています。特に変更する手続きをしたわけではないのに、なぜ徴収方法が変わったのでしょうか？

A 本市を含む県内すべての市町村は平成26年度から原則すべての事業所を特別徴収義務者として指定しました。指定された場合、事業主（給与支払者）は「給与特別徴収制度」により、従業員（納税義務者）の毎月の給与から市・県民税を引き去り（給与天引き）し、市に納入します。これは所得税の源泉徴収と同じ仕組みです。

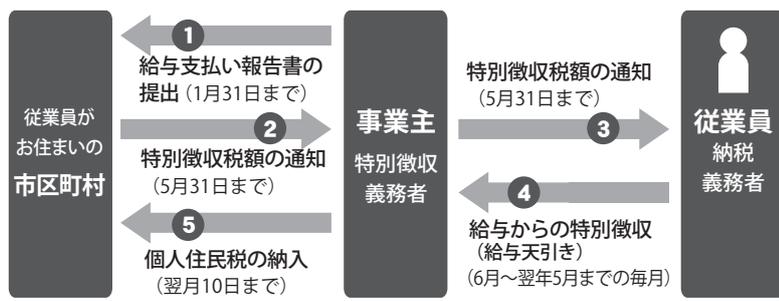
特別徴収義務者として指定された事業所の職員は、退職や不定期雇用など特別な事情がない限り、それまで普通徴収（納付書や口座振替）であっても特別徴収へ切り替えとなります。

なお、この制度では、毎月給与から引き落としされるので、金融機関に向いて納付する手間が省け、納め忘れもありません。また、普通徴収の場合の納期は

10回ですが、特別徴収の納期は12回のため1回あたりの納付額が少なくなります。



特別徴収の仕組み



市税を払う時は ご確認ください



納付または口座振替ができる
金融機関と取扱い時間

次の金融機関全ての本支店・出張所（ゆうちょ銀行は全国の郵便局）で平日9時～15時の間取扱います。

- ・ 荘内銀行 ・ 山形銀行
- ・ 東邦銀行 ・ きらやか銀行
- ・ 米沢信用金庫 ・ 東北労働金庫
- ・ 山形第一信用組合
- ・ 山形おきたま農業協同組合
- ・ ゆうちよ銀行（口座振替のみ）
- ※ 山形銀行米沢市役所出張所は平日9時～16時
- ※ 荘内銀行イオンタウン米沢支店は平日及び土日・祝日10時～17時

還付金詐欺に注意！

還付金詐欺とは、市役所やその他の公的機関を装い、税金、医療費等の還付金手続きなどと偽り、言葉巧みにATM機を操作させ、被害者口座から犯人の口座へお金を振り込ませる詐欺のことです。

注意

- ・ 市税等を還付する時は、必ず文書で通知します。
- ・ 公的機関が還付金などの手続きのため、電話でATM機の手続きを指示することは絶対ありません。不審に思ったら、その場で口座番号、電話番号などは回答せずに必ず関係機関へ確認してください。

市税の納税には口座振替が 便利で確実です。

軽自動車税は5月31日、それ以外の税は6月から翌年3月までの毎月月末が口座振替（引落とし）日です。その日が金融機関の休業日の場合は、翌月最初の営業日になります。お取引の金融機関（市外の場合は納税課へ）又は納税課で手続きしてください。手続き終了後「口座振替開始通知書」を送付しますので、開始年度・期別（月分）などを確認してください。

※ 全期一括の振替、開始以前の期別にさかのぼっての振替、再振替は行っていません。

手続に必要なもの

通帳及び通帳の届出印、口座振替を希望する税の納付書又は納税通知書